

森林環境譲与税基金条例

平成三十一年三月二十二日条例第六号

森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林の整備及びその促進に関する施策に必要な財源を確保するため、森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、譲与を受けた森林環境譲与税の額に相当する額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。